

令和4年4月20日

町立幼稚園、小・中学校の保護者様

猪名川町教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いについて
(令和4年4月21日以降)

陽春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本町におきましては、兵庫県の対処方針に基づき、感染対策の見直しを進めております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いについて、下記のとおり、一部変更します。

学校園においては、引き続き感染防止対策に取り組み、幼児児童生徒の健康に留意しつつ、学校園の運営をしていきます。各ご家庭におきましても、引き続き手洗い等の感染予防や健康観察について、徹底くださいますよう、お願いいたします。

I 変更点

現在



幼児児童生徒と同居する家族等に発熱等の風邪症状(ワクチン接種の副反応による発熱等を含む)がある場合、家族等の症状が消失するまで出席停止とします。

4月21日以降

幼児児童生徒と同居する家族等に発熱等の風邪症状(ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く)がある場合、家族等の症状が消失するまで出席停止とします。

※お子様やご家族の健康状況に変化があった場合は、速やかに学校にご連絡ください。なお、学校に連絡がつかない場合は、教育委員会学校教育課(766-6006)にご連絡ください。

【新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いについて】

(令和4年4月21日以降)

幼児児童生徒が、

※発熱…37.5℃以上の熱

<p>① 新型コロナウイルスに感染した場合</p>  <p>(伊丹健康福祉事務所) 感染者患者入力フォーム</p>	<p>⇒ 自宅等での療養期間(入院の場合、入院期間を含む)を出席停止とします。原則発症日(症状が出た日)の翌日から10日間かつ症状がなくなってから72時間(無症状の方は、検査日の翌日から、症状が出ないまま7日間)出席停止となります。ただし、10日間を経過するまでは健康観察が必要となります。</p>
<p>② 濃厚接触者となった場合</p>	<p>⇒ 陽性者と最後に会った日(陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」)の翌日から7日間を経過するまで出席停止とします。ただし、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目からの登校を可とします。 (同居のご家族が陽性者となった場合は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を行ってください。)</p>
<p>③ 医師や健康福祉事務所の指示でPCR検査を受けた場合(※念のための検査を含む)</p>	<p>⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とします。</p>
<p>④ 発熱(37.5℃以上)やのどの違和感等の風邪症状(ワクチン接種後を含む)がある場合 ※花粉症等、医師により症状の原因が特定され、登校しても差し支えないとされている場合はこの限りではない。</p>	<p>⇒ 症状が消失するまでの期間を出席停止とします。 なお、学校感染症の場合、該当の感染症の出席停止期間に従ってください。 ※発熱症状の消失については、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の症状が24時間以上続いていること</p>
<p>⑤ 感染が心配で、登校園を見合わせたい場合</p>	<p>⇒ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とします。</p>
<p>⑥ 医療機関等において新型コロナワクチンの接種を受ける場合</p>	<p>⇒ 校園に相談の上、出席停止扱いとすることができます。</p>

幼児児童生徒と同居する家族等が、

<p>⑦ 新型コロナウイルスに感染した場合</p>	<p>⇒ 幼児児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とします。 ※指示がない場合、同居家族は濃厚接触者に該当するため上記②を参照</p>
<p>⑧ 濃厚接触者となった場合</p>	<p>⇒ 濃厚接触者が無症状で、幼児児童生徒も無症状の場合、出席可とします。</p>
<p>⑨ 医師や健康福祉事務所の指示でPCR検査や抗原検査を受けた場合(※念のため検査を含む)</p>	<p>⇒ 検査結果が判明するまでの期間、同居する幼児児童生徒も自宅待機とし、出席停止とします。</p>
<p>⑩ 同居家族に発熱等の風邪症状(ワクチン接種の副反応による発熱等を除く)がある場合</p>	<p>⇒ 家族等の症状が消失するまで出席停止とします。(ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患(花粉症等)によるものと診断された場合は、幼児児童生徒は出席可) ※発熱症状の消失については、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の症状が24時間以上続いていること</p>

※ここでの「念のため検査」は、感染の疑いで検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査を含めません。